

阿南市自立支援ケア会議事例選定基準

1 ケアプランの選定の基本

高齢者の生活の質の維持・向上を図るために、多職種の助言によって、生活上の課題を確認するとともに、医療・介護のサービスだけでなく、生活環境・生活習慣の改善や生活上の工夫、社会参加などを含めた具体的な支援策を検討することを目的としているため、比較的軽度な状態の事例を対象とする。

- (1) 要支援1・2・要介護1～3のケースの中から、次の選定要件に該当する事例を対象とする。
 - ・ 通所介護（介護予防）を位置付けている事例
 - ・ 訪問介護（介護予防）を位置付けている事例
 - ・ 福祉用具貸与を位置付けている事例
 - ・ 介護支援専門員が対象ケースの自立支援のために多職種からの助言が必要と認めた事例
- (2) 訪問介護における生活援助中心型サービスについて、利用者の自立支援・重度化防止や社会資源の有効活用等の観点から、国の定める回数を超えるケアプランを対象とする。

【厚生労働大臣が定める回数（1月当たり）】

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

※上記に該当する場合は、事前に届出が必要ですのでご注意ください。（提出期限：居宅サービス計画を作成または変更した月の翌月の末日）

2 ケアプラン選定の考え方

【好ましい事例】

- ・ 専門職の意見を聴き、高齢者の生活の質（QOL）の維持・向上につなげたい事例
- ・ 整形疾患、生活不活発病が主体の事例
- ・ 通所、訪問、福祉用具等複数サービスを利用している事例
- ・ 生活機能の低下が予測される事例、低下を予防したい事例
- ・ 違った視点で専門家のアドバイスを必要とする事例
（専門家：歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員、生活支援コーディネーター等）

【好ましくない事例】

- ・ 困難事例（支援拒否、通常の支援では、日常生活が立ち行かない等）
- ・ 福祉用具貸与サービスだけの事例
- ・ 進行性疾患、認知症（判断能力がある程度ある方を除く。）、精神疾患が主体の事例